

## 佐渡市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の改正について

### 1 経過・概要

介護保険法施行規則（以下「省令」という。）第 140 条の 66 第 1 号に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の職員の配置基準について、人材確保が困難となっている状況を踏まえ、これを緩和する省令改正が行われました。

これまでは、一のセンターが担当する区域における第 1 号被保険者おおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員（それぞれ「その他これに準ずる者」を含む）の 3 職種を、専従・常勤の職員として、それぞれ 1 人配置することとしていたところですが、引き続きこれを原則とした上で、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合には、常勤換算方法により配置基準を満たすことが認められるようになります。

また、センターにおける効果的な運営に資すると地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、複数のセンターが担当するそれぞれの区域における第 1 号被保険者の合計数に応じた数の常勤の職員を個々のセンターに振り分けて配置することをもって配置基準を満たすことができるようになります（複数のセンター全体で必要な職員が配置されていればよいこととし、個々のセンターには必ずしも 3 職種の全てを配置しなくてもよくなります）。この場合についても、常勤換算方法により配置基準を満たすことが認められていますが、個々のセンターには、3 職種のうちいずれか 2 以上の常勤の職員を配置しなければならないこととされています。

この職員配置基準の改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行されており、これを受けて法第 115 条の 46 第 5 項の規定に基づく市町村の基準条例の改正も必要となりますが、市町村の事務負担に配慮し、条例改正を最長 1 年間猶予する経過措置が設けられています。

※ 常勤換算とは、さまざまな形態の働き方（パートなど）があるため、働く人の正確な人数を算出する際に、通常の常勤 1 人あたりの仕事量に換算し、すべての職員の労働時間を「常勤の職員が何人働いているか」に換算した人数。

### 2 今後の方針（案）

センターの職員の配置基準は、法第 115 条の 46 第 5 項の規定により、包括的支援事業を実施するために必要な基準の一部として市町村の条例で定めることとされおり当市においても「佐渡市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例」を定めています。

当該条例を定める際に従うべき「厚生労働省令で定める基準」に該当するのが、今回改正された省令第 140 条の 66 第 1 号の基準であるため、省令と同様の改正が必要となります。（令和 7 年 3 月 31 日まで）

なお、当市においては職員確保に努め、原則の配置基準を継続していくこととし、基準変更の必要がある際には運営協議会で協議いただきたい。

## 地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について

1 実施 要綱	2 ガイド ライン	3 ケアマネ ジメント	4 包括 センター
○			○

### 「介護保険制度の見直しに関する意見」(令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会)

- センターの職員配置については、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種（保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者）の配置は原則としつつ、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、**複数地点で合算して3職種を配置**することや、「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」の「準ずる者」の**範囲の適切な設定**など、柔軟な職員配置を進めることが適当である。

(参考)「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和5年12月22日閣議決定) 4【厚生労働省】(30)介護保険法  
 (viii) 地域包括支援センター(115条の46第1項)における保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の配置について、地域の实情に応じ、一定の条件を満たす場合には、柔軟な職員配置を可能とすることについて検討し、令和6年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

### 介護保険法施行規則の改正

現行の配置基準は存置しつつ、**市町村の判断により、複数圏域の高齢者数を合算し、3職種を地域の实情に応じて配置することを可能とする**

注) 市町村の事務負担に配慮し、本改正に伴う条例改正について1年の猶予期間を設ける。



〔 圏域ごとの高齢者数に応じて3職種を均等に配置しており、人材確保が困難な状況が継続する場合等、センターの効果的な運営に支障を来す 〕

- このほか、人材確保が困難となっている現状等を踏まえ、センターの職員配置について以下の対応を実施
  - ・ センターに置くべき常勤の職員について、運営協議会で必要と認める場合は、常勤換算方法によることができることとする(介護保険法施行規則の改正)
  - ・ 主任介護支援専門員に準ずる者として、「地域包括支援センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事(専任か否かは問わない。)した期間が通算5年以上である者」を追加(通知改正)